

岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断された若年のがん患者が住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活の支援に係る費用の一部を補助することにより、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 次条に規定するサービスの利用時点において、40歳未満の者
- (3) がん患者（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。）
- (4) 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な者

(補助対象費用)

第3条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスのうち、次に掲げるもの（同法に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した事業者その他市長が適当と認める者が提供するものに限る。以下「サービス」という。）の利用に必要な費用（第5条の交付申請のあった日以後の利用に係るものに限る。）とする。ただし、他の公的な制度においてサービスに係る助成又は給付を受けたときは、この限りでない。

- (1) 在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護その他必要と認められるもの）
- (2) 福祉用具の貸与
- (3) 福祉用具の購入

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象費用に10分の9を乗じて得た額（その

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、補助対象者1人につき1月当たり54,000円を限度とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている補助対象者については、1人につき1月当たり60,000円を限度として補助対象費用の全額を補助する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に医師による意見書(様式第2)を添えて、市長に申請するものとする。

(医師の意見の聴取)

第6条 市長は、必要と認めるときは、申請者について医師の意見を求めることができるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付決定通知書(様式第3。以下「交付決定通知書」という。)又は岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付不承認通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の届出義務)

第8条 申請者は、申請後に次の各号のいずれかに該当したときは、岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金変更(廃止)申請書(様式第5。以下「変更(廃止)申請書」という。)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。
- (2) サービスを利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(変更の決定等及び通知)

第9条 市長は、変更(廃止)申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金変更(廃止)決定通知書(様式第6)又は岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金変更(廃止)不承認通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 疾病等によりサービスの利用が困難であると認められるとき。
- (2) 市長が本事業を利用することについて適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金取消通知書（様式第8）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 第7条の規定により交付決定通知書を受けた者は、岩倉市若年がん患者在宅療養費補助金交付請求書（様式第9。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、交付決定以後に利用した同一の年度内のサービスについては、まとめて請求することができるものとする。

- (1) 補助対象費用に係る領収書
- (2) 補助対象費用に係るサービスの内容が分かる書類

2 前項の請求は、当該請求に係るサービスを利用した月の翌月末まで（前項ただし書の場合にあっては、当該請求に係るサービスを利用した年度の翌年度の4月末まで）に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、請求書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(関係台帳の整備)

第14条 市長は、補助金の交付の決定状況を明らかにしておくため、台帳を備え、必要な事項を記載しておくものとする。

(個人情報の取扱い等)

第15条 市長は、補助金の交付に当たっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。